

## 第5章 基本目標別の施策内容

### 基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者等の人権が尊重され、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう、医療と介護の連携を強化するとともに、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

疾病や障害を抱えても、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護が受けられるよう、地域における医療と介護の連携を推進します。地域ケア会議<sup>\*6</sup>等において、多職種が必要に応じて情報共有しながら、それぞれの役割に応じて機能を分担し、高齢者の在宅生活を支えるための連携を強化します。

虐待防止・権利擁護に係る取組や日常生活の支援、福祉のまちづくりなどの取組によって、安心して暮らせる地域づくりの実現を目指します。

#### 【施策の方向】

- 1 地域支援機能の強化
- 2 医療・介護の連携の推進
- 3 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進
- 4 安心して暮らせる環境の充実
- 5 在宅生活への支援

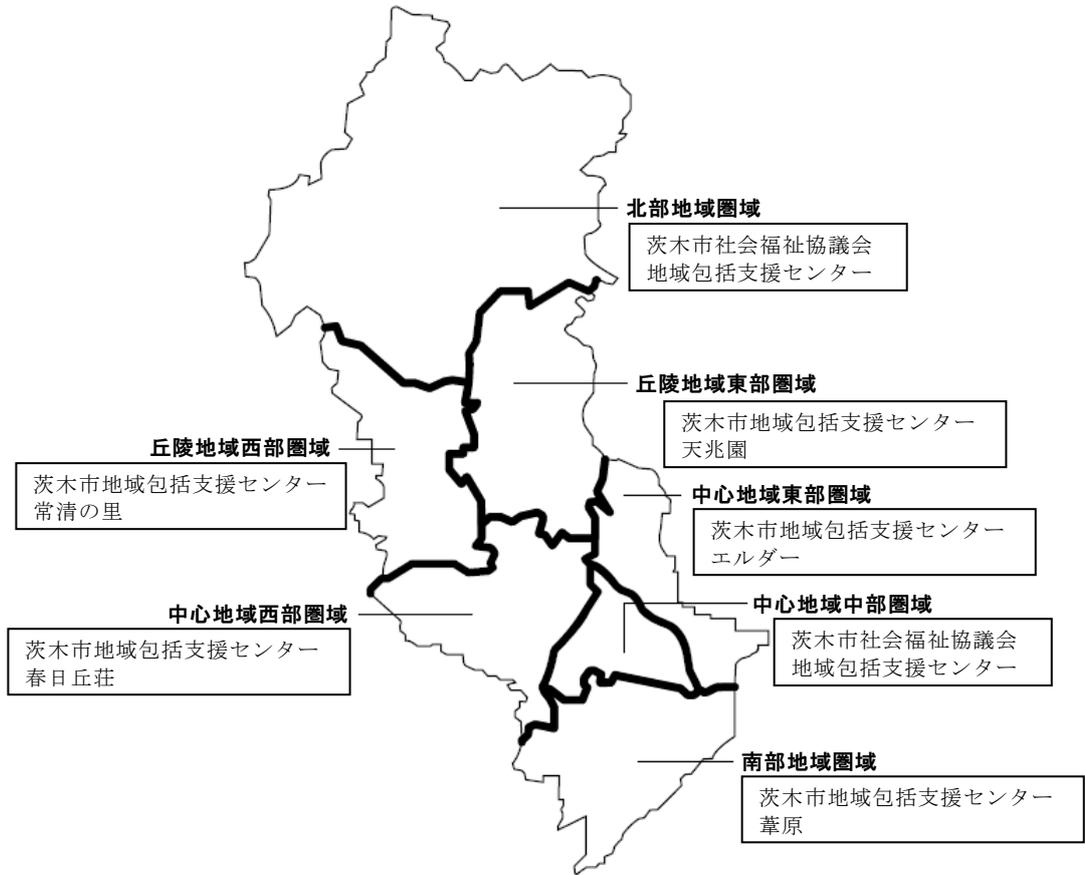
### 1 地域支援機能の強化

日常生活圏域を担当する地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの実現を目指します。

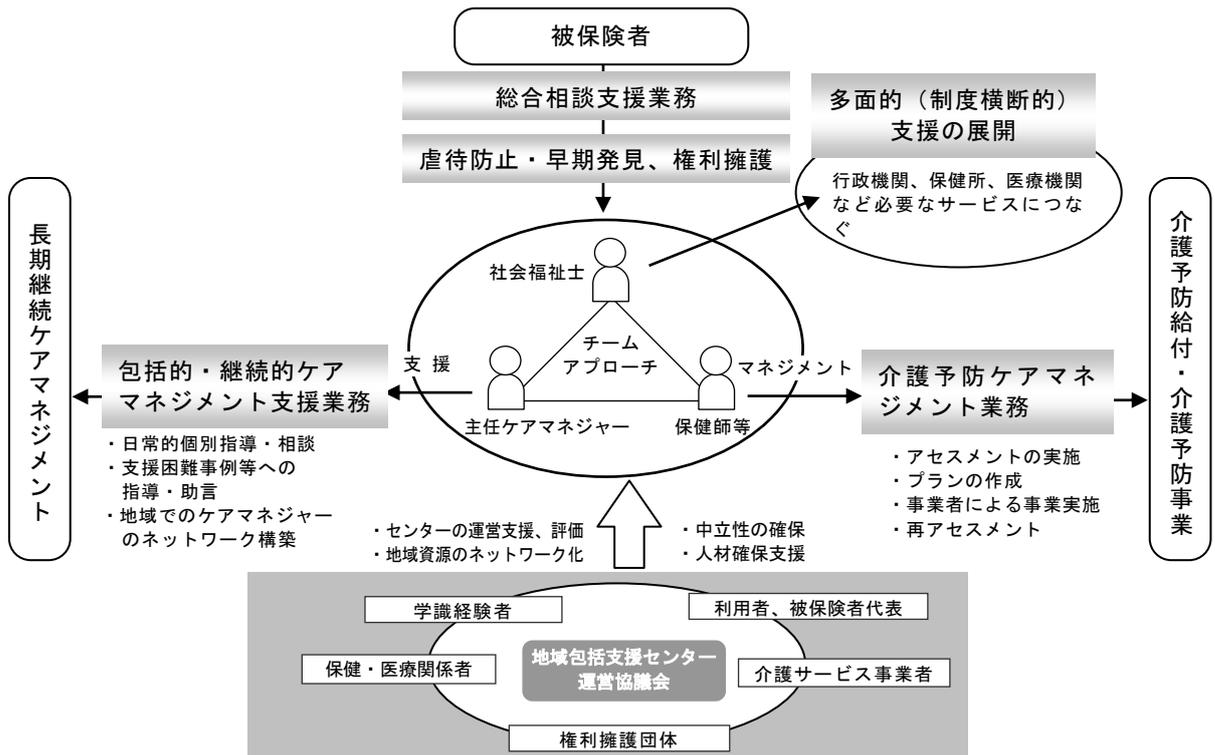
#### (1) 日常生活圏域の設定

総合計画との整合性を図り、交通網やコミュニティ等、地域の特徴を踏まえ、また、前計画からの継続性を考慮し、引き続き7つの日常生活圏域を設定します。

【地域包括支援センターの配置図】



【地域包括支援センター概念図】



## (2) 地域包括支援センターの包括的支援機能の充実

地域包括支援センターは、市の運営方針に基づき担当圏域の状況に応じた事業計画を策定し、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを推進するため、担当圏域の専門相談支援機関あるいはコーディネーターとしての役割を担います。

### 〔地域包括支援センターの業務〕

#### (1) 包括的支援事業

##### 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメントを行い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が効果的に実施されるよう必要な援助を行います。

##### 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう様々な相談への対応や支援を行います。

##### 権利擁護業務

認知症などにより、判断の困難な高齢者の生活を支える成年後見制度の利用促進や、虐待防止の取組を行うなど、権利擁護のための援助を行います。

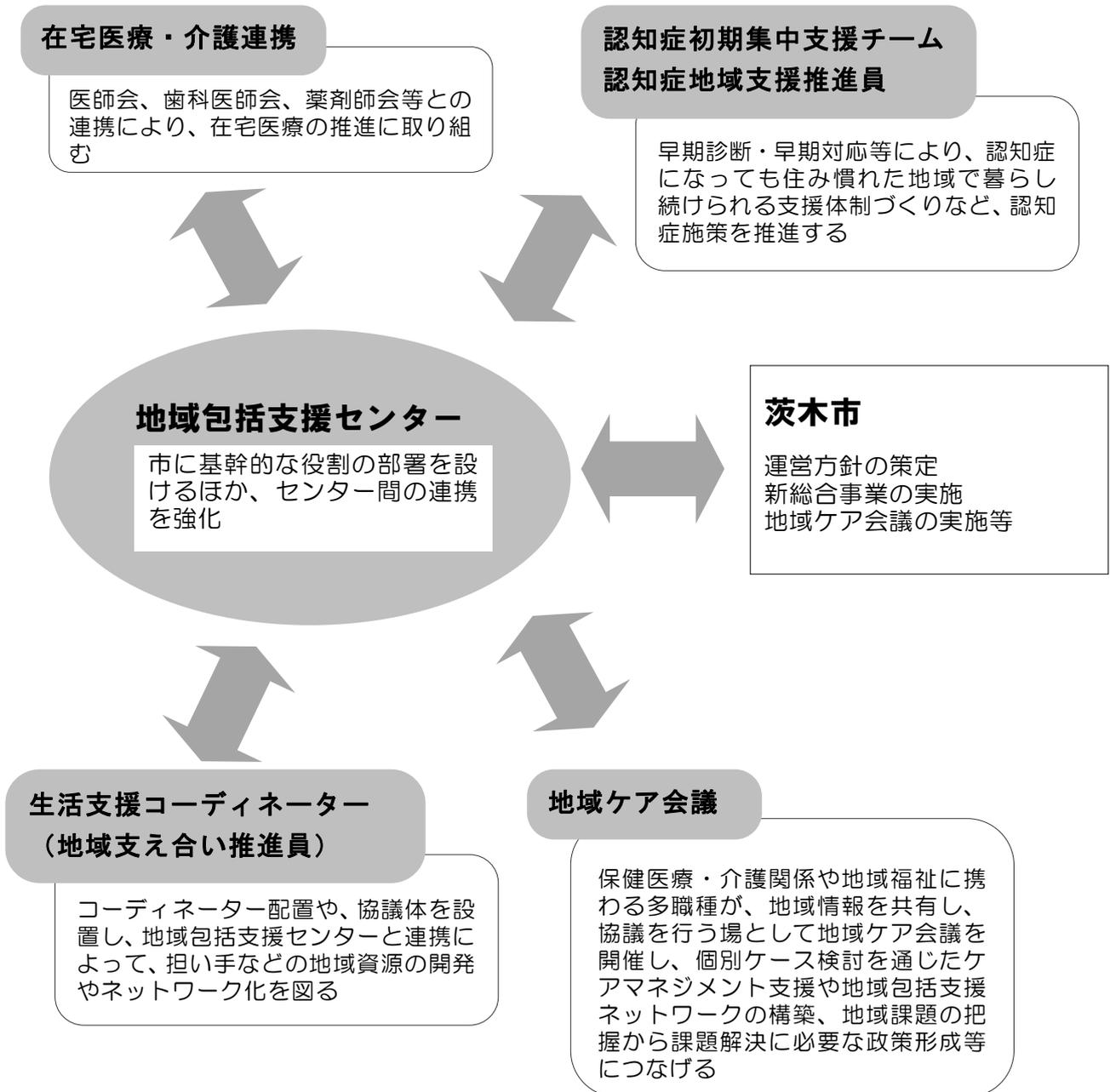
##### 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携を図るとともに、介護支援専門員に対する個別の相談や支援を行います。

#### (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、地域の保健・福祉・医療・介護サービスだけでなく、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる連携体制が必要です。そこで、基盤となる多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が求められ、その一つの手法として地域ケア会議<sup>※6</sup>を開催します。

【地域包括支援センターの包括的支援機能の充実】



### ①地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの基盤づくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の特性や状況に応じた包括的・継続的な支援に取り組みます。

市は、地域包括支援センター間の総合調整や事業実施状況の評価、職員研修の実施、調査研究などの後方支援等の役割を担いセンターの機能強化に努めます。

### ②地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上

地域包括支援センターの職員体制については、担当圏域の高齢者人口に応じて配置します。

また、認知症高齢者、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加等による地域の様々な生活課題や相談に対応できるよう、包括的支援事業の充実が求められることから、専門職としての資質向上に向けた研修等の実施や参加機会の確保のほか、職員間の情報共有の場の確保に努めます。

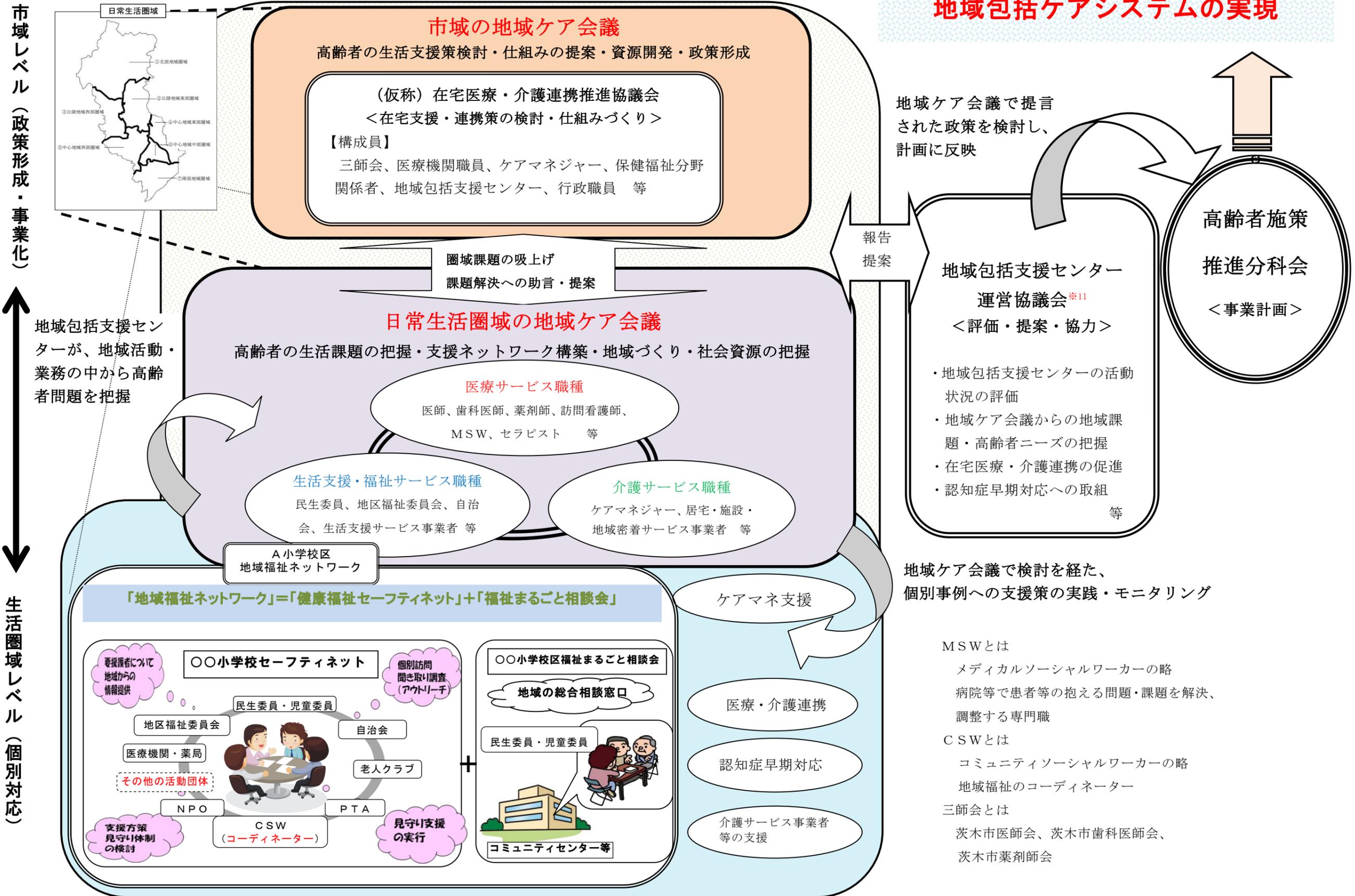
### ③地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となって、担当圏域における医療や介護、福祉等の関係者との情報共有の場として地域ケア会議<sup>※6</sup>を開催します。個別ケース（困難事例等）を多職種で検討することにより、ケアマネジメントの質向上への支援を行うほか、高齢者を支援する地域のネットワークづくりや個別支援を通じた地域課題の把握につなげていく取組を推進します。

地域ケア会議の開催に当たっては、多職種による地域の様々な課題解決の検討を進めるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、リハビリテーション専門職、地域福祉ネットワーク等との連携を強化します。

【地域ケア会議の推進】

地域包括ケアシステムの実現





#### ④地域包括支援センターに関する情報の公表

地域包括ケアシステムの相互理解のため、介護予防や生活支援に係る担い手の情報収集と情報発信を行います。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していく主体的な取組につなげていくため介護予防に係る普及啓発に取り組みます。

### (3) 地域で支え合う体制の充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加を踏まえ、サービス提供事業者だけでなく、民生委員・児童委員や地区福祉委員会、まちかど相談薬局の相談協力員、ボランティア等の多様な主体による福祉活動の果たす役割は、地域力を高めていく上で重要です。

日常生活の中での近隣同士の声かけや見守りなど、地域の中での支え合い、助け合いが機能する環境づくりに努めるとともに、従来からある健康福祉セーフティネットの機能の拡充を図り、相談支援の充実をはじめ、生活困窮状態にある高齢者の支援、ひとり暮らし高齢者等の孤立、孤立死の防止及び虐待の防止、早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができる体制づくりを推進します。

#### ①地域福祉ネットワークの展開（健康福祉セーフティネットの強化）

平成18年（2006年）から小学校区単位に設置してきた健康福祉セーフティネットを基盤として、引き続き「地域福祉ネットワーク」の充実に努めます。

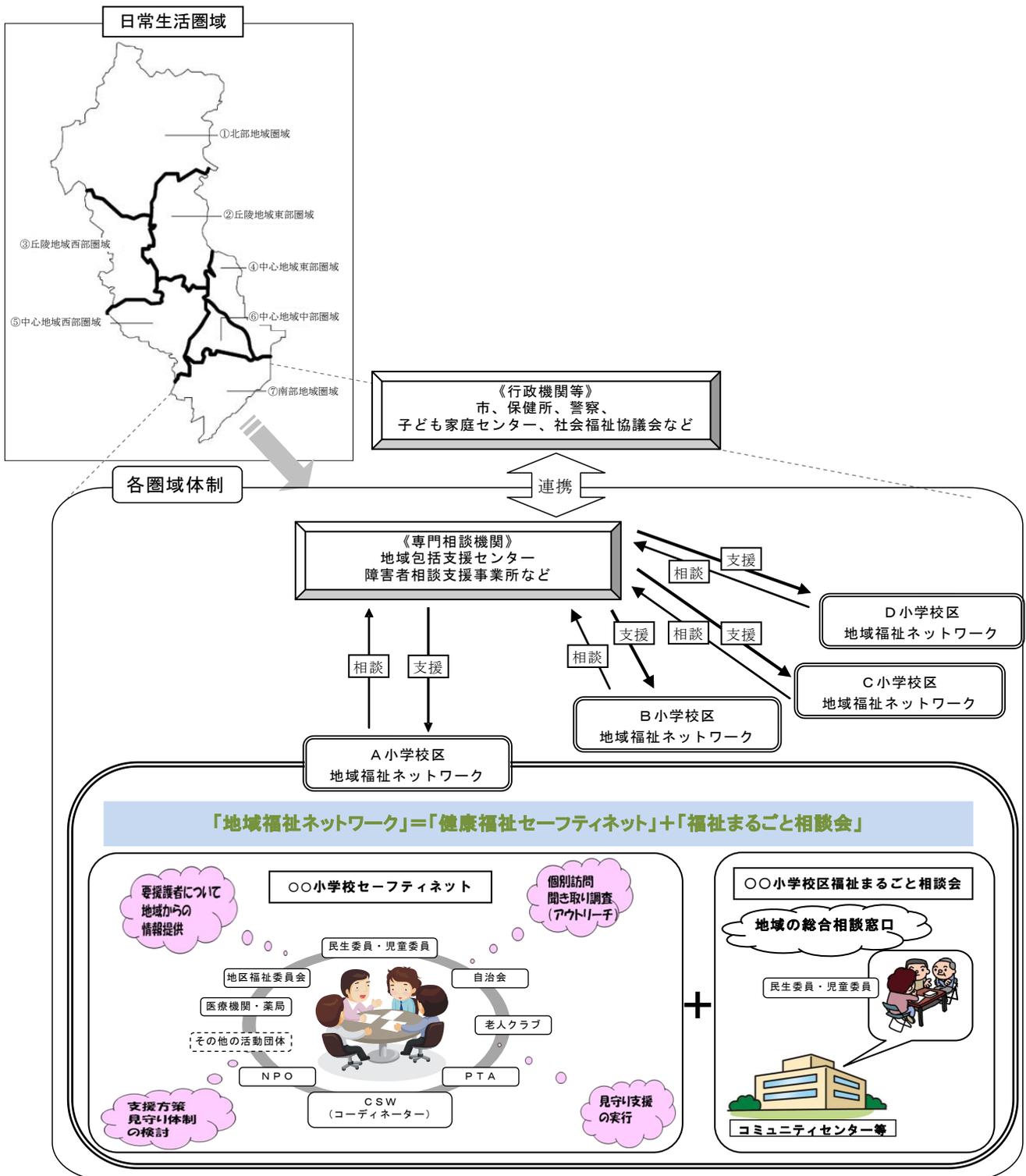
「地域福祉ネットワーク」では、これまでの健康福祉セーフティネットの機能（要援護者について地域からの情報提供、個別訪問・聞き取りなどのアウトリーチ機能、支援方策の検討、見守り支援等）に加え、総合相談窓口（福祉まるごと相談会）をコミュニティセンター等に設置します。総合相談窓口では、民生委員・児童委員が相談に応じ、小学校区単位に割り当てられた市のケースワーカーや保健師と連携し、地域での相談支援体制の強化を図ります。

地域住民の活動の場であるコミュニティセンター等を拠点にすることで、普段から住民の交流ができ、困ったことがあれば気軽に相談できる場を提供します。

#### ②生活支援サービスの体制整備及び生活支援コーディネーターとの連携

高齢者及びその家族等の多様なニーズに応じた生活支援サービスの充実を図るため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と協議体を設置し、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等の社会資源の整備やそのネットワーク化に努めます。また、サービス内容等の情報発信を行うなど、分かりやすく、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

## 【地域福祉ネットワークのイメージ図】



- ・総合相談窓口：民生委員・児童委員が、地域の要援護者等からの相談を受け、必要な福祉サービスの紹介や、困難事例についてコーディネーターと連携して対応します。
- ・コーディネーター：地域で活動する関係機関・団体と連携し、地域の要援護者への支援、地域福祉ネットワークへのつなぎ役などの役割を担います。
- ・地域の関係機関・団体：地区福祉委員会、自治会、老人クラブ、PTA、NPO、医療機関・薬局などが、地域活動を通じ発見した問題や課題について、民生委員・児童委員に連絡したり連携して支援を行います。
- ・その他の活動団体：上記の機関・団体以外の地域活動団体で、支援を必要とする人を発見した場合、地域の関係機関等に連絡やつなぎ等を行います。

### ③生活困窮者に対する自立支援

社会経済の構造的な変化等により、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い人たちの増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化する生活困窮者自立支援制度が平成27年（2015年）4月から施行されます。

困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援体制を構築するとともに、既存の地域福祉施策との連携を図ります。

### ④孤立死防止への取組の推進

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する一方、地域力の低下により、高齢者の孤立死が問題となっています。そのため、地域の見守り体制の強化を図るとともに、ひとり暮らし高齢者等の健康状態の確認や安否確認、引きこもりの予防のための生活支援サービス等を提供し、孤立死防止への取組を推進します。

- ・ 緊急通報装置設置事業
- ・ 高齢者食の自立支援サービス事業
- ・ 安心カード配布事業
- ・ 電話訪問ボランティア（社会福祉協議会）

### ⑤行方不明者捜索支援事業

地域包括支援センターや高齢者施設などの協力を得て、行方不明高齢者等の捜索依頼情報を関係者に配信することにより、行方不明者の速やかな発見につなげます。

### ⑥災害時等における支援体制の強化

「茨木市地域防災計画」に基づき、高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要配慮者に対し、災害時の迅速かつ的確な対応のための体制整備を図ります。

#### ■市民の防災意識向上のための取組

市民に対し、防災に関する意識の高揚を図る啓発を実施するとともに、自主防災組織への支援を充実し、地域での防災や減災のための活動に取り組みます。

また、防災訓練の充実を図り、訓練に高齢者の参加を促進する一方、災害発生時において迅速な避難、救助活動を行うことができるよう取り組みます。

### ■安否確認体制の確立

災害発生時の円滑な安否確認のため、「避難行動要支援者名簿」を整備するとともに、「安否確認システム」により地図情報とマッチングさせ、災害時における支援体制の充実を図ります。

### ■介護保険施設等との協定に基づく大規模災害時の受け入れ体制の拡充

「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づく協力施設の拡充を図るとともに、協定を締結した要配慮者避難施設の開設訓練を実施するなど、大規模災害時における要配慮者の安全・安心の確保に努めます。

### ■避難所におけるサービスの提供体制の推進

避難所においてもサービスが継続的に提供されるよう、地域の事業者、福祉団体、関係機関と連携を図ります。

## 2 医療・介護の連携の推進

高齢化が進む中で、日本の将来推計人口によると、65歳以上の高齢者は、平成37年（2025年）には3,657万人となり、平成54年（2042年）にはピークを迎えると予測（3,878万人）されています。一方で、60%以上の人々が「自宅で療養したい。」と高齢者の健康に関する意識調査〔平成19年度（2007年度）内閣府〕で回答しています。今後、疾病構造の変化や通院が困難になるなど、在宅で医療ケアを必要とする人が増えることから、在宅医療を担う診療所、病院、薬局、訪問看護事業所、福祉関係者などが、それぞれの役割や機能を分担し、相互に連携することが重要です。

そこで、保健、医療、福祉、介護の連携による地域包括ケアシステムに向けて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、在宅医療の推進に取り組みます。

### （1）在宅療養の充実

#### ①地域における在宅医療情報の提供

医療ニーズの高い高齢者の在宅療養やターミナルケア等に適切に対応するため、関係機関と連携し、かかりつけ医や24時間体制で往診する在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護事業所など、地域の医療情報を収集し医療マップなどにより発信します。

## ②在宅療養の支援

住み慣れた地域で安心して療養生活を送るには、医療・介護等のサービスが途切れることなく提供されることが必要です。

それらの目的を達成するためには、地域における医療と介護の関係機関の連携が重要なことから、医師会、歯科医師会、薬剤師会や地域包括支援センター、サービス提供事業者等の連携強化に努めます。

そのために、在宅療養生活の充実を目的に、市と医療及び介護の関係機関が協力し作成した「はつらつパスポート（みんなで連携編）」を、医療と介護の連携強化・情報共有のための手帳として活用します。

## (2) 医療と介護の連携強化

### ①多職種連携の取組

急性期の入院治療から退院後の在宅療養生活への円滑な移行に向け、切れ目なく適切な医療・介護サービスが提供できる体制を目指します。

地域包括支援センターを連携の要として、医師会等の協力のもと、医療と介護の連携の仕組みづくりを目指します。

### ②「(仮称)在宅医療・介護連携推進協議会」の開催

認知症高齢者の支援体制を協議する場として設置している「茨木市認知症高齢者地域支援連絡会」の構成員に、訪問看護事業所、病院関係者を新たに加え、認知症だけでなく高齢者の在宅療養生活に関する協議ができるよう、「(仮称)在宅医療・介護連携推進協議会」として再編します。

### 3 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進

高齢者の尊厳が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、虐待の防止や対応など高齢者の権利を守る取組を推進します。

#### (1) 虐待防止への取組の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進します。

また、高齢者と接する介護従事者に対する人権意識の向上を図り、虐待防止に努めます。

##### ①虐待防止及び啓発への取組

地域福祉ネットワーク等を活用した虐待の防止、早期発見及び見守り体制の充実・強化を図り、虐待についての研修会等を開催するなど啓発に取り組みます。

また、茨木市高齢者サービス事業所連絡会との連携や介護相談員の活動等を通じて、施設における身体拘束ゼロを目指します。

##### ②虐待への対応

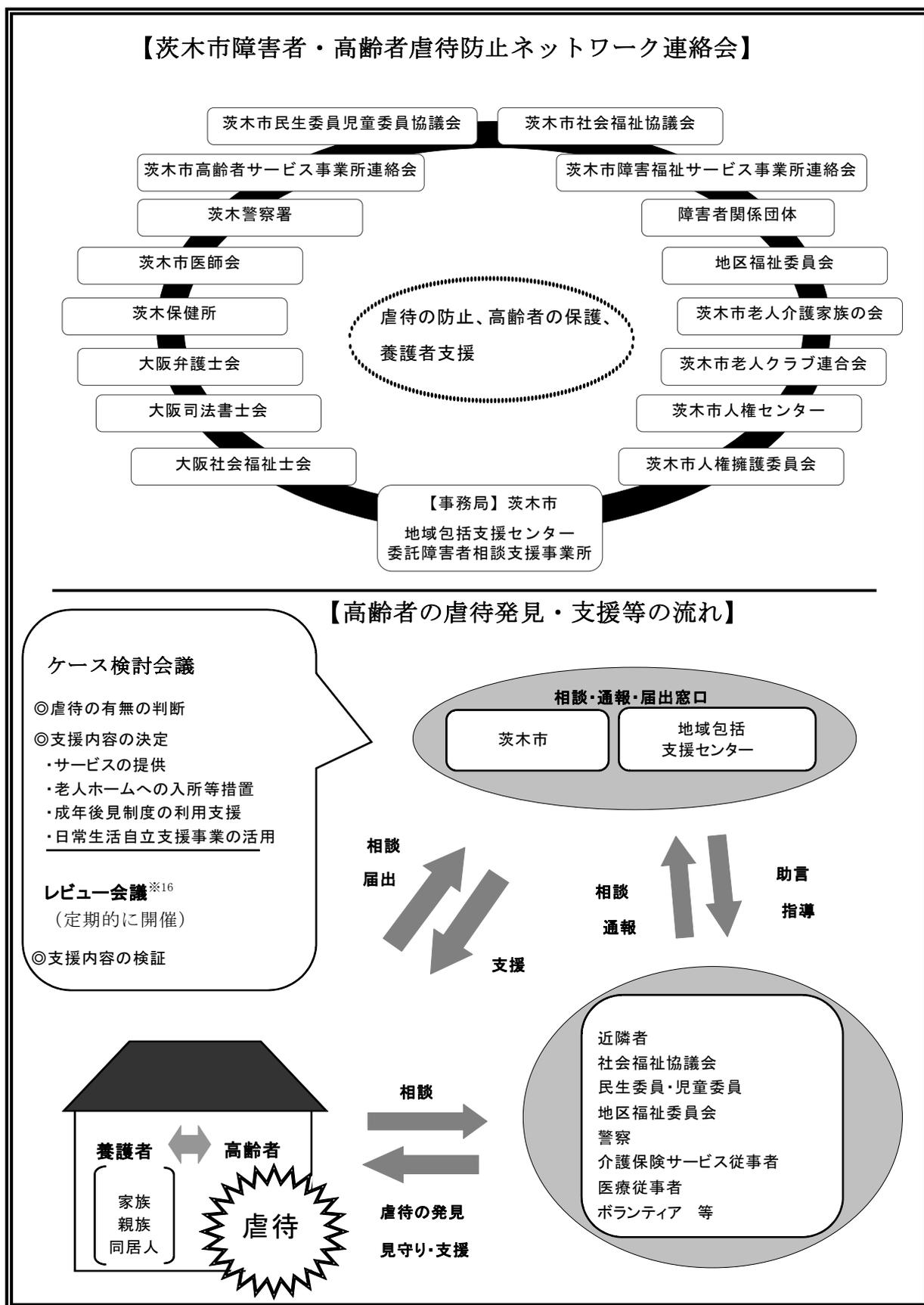
虐待に関する通報があり、事実確認の結果、虐待が発生している場合や発生する恐れがある場合には、地域包括支援センター、警察や保健所などと連携し、事態の解消方法について検討した上で、養護者支援を含めた適切な対応を行うほか、必要に応じて高齢者の一時保護、施設への入所措置を行います。また、支援が困難な事例については、弁護士や社会福祉士といった専門職とも協議し対応します。

#### ■障害者・高齢者虐待防止ネットワーク事業

関係機関の連携協力体制を整備することにより、虐待対応の推進と虐待の防止を図るため、障害者・高齢者虐待防止ネットワークを運営します。

また、啓発・研修の実施や通報窓口の周知、高齢者虐待防止を専門的に取り扱う弁護士会及び社会福祉士会によるケースへの助言体制を継続します。

## 【虐待防止ネットワーク概念図】



※16 レビュー会議

虐待被害者に対する支援内容の効果や問題点、課題等の評価、検証する会議

## ■高齢者緊急一時保護事業

家族等からの虐待を受けた、又は受けるおそれのある高齢者をシェルター（緊急避難所）に一時的に保護し、事態解決を図ります。

## （２）権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など、判断能力が低下した人の権利が守られ、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用してその人らしい生活を送ることができるよう、また、高齢者虐待や消費者被害を受けることがないよう権利擁護を実施します。

## ■成年後見制度利用支援事業

判断能力が低下した高齢者本人や本人の家族等が成年後見審判（法定後見）<sup>※<sup>9</sup></sup>の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な高齢者に、報酬を助成します。

## ■成年後見審判（法定後見）の市長申立

判断能力が低下した高齢者の成年後見審判の申立てができるのは、本人又は本人の家族等に限定されています。このため、身寄りのない高齢者や家族等から虐待を受けている高齢者に成年後見審判が必要となった場合には、市長が申立てを行います。

## ■日常生活自立支援事業

社会福祉協議会は、認知症により判断能力が低下した認知症高齢者等との契約により、福祉サービス利用援助や日常生活の金銭管理、預かりサービス等を実施します。利用促進を図るため、事業の周知や事業運営の助成に努めます。

## 4 安心して暮らせる環境の充実

高齢者にとって安全で安心な住まいの確保を進めるとともに、生きがいのある生活を送るための趣味の活動やボランティアを含む地域活動などに積極的に参加できるよう、バリアフリー化を進めるとともに安全で快適なまちづくりを推進します。また、高齢者が家庭に引きこもることなく、外出しやすくするため、移動手段の充実に努めます。

### (1) 安全・安心な住環境の整備

安全で安心な生活を送るための基盤となる住まいについて、福祉施策と住宅施策の連携を密にしながら、介護を必要とする高齢者に対応できる住まいの確保に努めます。

養護老人ホーム<sup>※17</sup>（1か所、定員50人）や軽費老人ホーム<sup>※18</sup>（ケアハウス1か所、定員83人。A型1か所、定員50人）については、現状を維持し、緊急時の措置入所などの対応ができるよう、連携を図ります。

#### ■高齢者住宅等安心確保事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者が安心した生活を送ることができるよう、生活援助員<sup>※5</sup>を配置します。

#### ■高齢者世帯家賃助成事業

公営住宅以外の賃貸住宅に居住している高齢者世帯に必要な応じて家賃の一部を助成します。

※17 養護老人ホーム  
環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設

※18 軽費老人ホーム  
60歳以上の低所得者で居宅生活が困難な者に対し日常生活上の便宜を提供する施設

## ■サービス付き高齢者向け住宅の情報提供

高齢者住宅としての広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供し、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えたサービス付き高齢者向け住宅の情報提供を行います。

## ■高齢者の居住の安定確保

高齢者が円滑に入居できるよう、大阪あんしん賃貸住宅等の住宅情報を提供し、高齢者の住宅探しをサポートします。

## (2) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安全かつ安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例などに基づく公共施設や道路など、ハード面でのバリアフリー化とともに、高齢者に対する虐待のない地域社会をつくるためには、常に人権尊重の視点に立てる人を育て、高齢者を社会から排除するのではなく、その問題を解決し、社会の中で共に助け合って生きていこうという包摂型社会<sup>※15</sup>、ソフト面での施策を充実し、誰にも優しいまちづくりを目指します。

## (3) 移動手段の充実

高齢者の引きこもりをなくし、社会参加を促すため、タクシー料金の助成や低床バスの導入促進等に努めるとともに、福祉有償運送による移動支援を行います。

## 5 在宅生活への支援

支援が必要な高齢者やその家族が、住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、介護保険サービスと福祉サービスとを適切に組み合わせながら、在宅での生活を包括的に支援します。

### (1) 日常生活の支援

支援が必要な高齢者が、その人らしい生活を送ることができるよう、見守り

支援等を兼ねた生活支援サービスを行います。

#### ■緊急通報装置設置事業

緊急事態のときに、電話により連絡を取ることが困難と認められるひとり暮らし高齢者等の住居に、緊急通報装置を設置し、24時間体制で安全を提供します。

#### ■高齢者食の自立支援サービス事業

安否確認が必要で調理困難なひとり暮らし高齢者等に栄養バランスの取れた食事を定期的に提供し、安否確認や健康状態を確認するなど自立生活を支援します。

#### ■ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業

要介護1以上のひとり暮らし高齢者等に、介護保険サービス対象外の軽作業（1回30分以内）のサービスを提供します。

#### ■安心カード配布事業

緊急時に駆けつけた救急隊員や警察官等が的確に対応できるようにするため、ひとり暮らし高齢者に、かかりつけ医療機関、現在及び過去の病気や常用薬、緊急連絡先などを記入することができる「安心カード」を配布します。

#### ■高齢者日常生活用具給付事業

火気の扱いに不安があるひとり暮らし高齢者等に対し、電磁調理器を給付します。

## （2）家族介護への支援

介護者の高齢化による「老老介護」や、介護者も認知症がある「認認介護」をはじめ、共働き夫婦の増加等による家族介護力の低下に対応し、介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援に努めます。

#### ■高齢者紙おむつ等支給事業

在宅で寝たきり等の高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

## ■高齢者ごいっしょサービス事業

認知症高齢者が外出する際の付き添いや通院時の院内介助、又は、認知症高齢者の家族が外出等する間見守りを行うことにより、家族等の負担を軽減します。

## ■高齢者位置情報お知らせサービス事業

徘徊行動が認められる認知症高齢者の家族に対し、検索時に現在の位置を検索し、情報を提供する専用端末機利用にかかる費用を助成します。

## 基本目標 2 認知症高齢者支援策の充実

認知症高齢者は、今後、本市においても増加すると予想されています。認知症を正しく理解し、地域の見守りとより良いケア、医療が提供できるよう努めることが国の施策として喫緊の課題となっています。そこで、国は、平成27年（2015年）に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。本市においても、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携、介護及び生活支援の充実を目指します。

### 【施策の方向】

- 1 認知症ケアパス<sup>\*7</sup>の普及と活用
- 2 医療との連携、認知症への早期対応の推進
- 3 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

## 1 認知症ケアパスの普及と活用

### （1）認知症ケアパスの普及

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、認知症の一人ひとりの容態に合わせて、支援の目標を設定できるよう、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、認知症ケアパスの普及と活用に努めます。

### （2）はつらつパスポートの活用促進

認知症ケアパスの活用とともに、介護予防手帳としての「みんなで元気編」や、認知症の人を支える医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、介護職等が連携を図るための「みんなで連携編」を積極的に活用することにより、認知症の正しい理解の促進等を図ります。また、チェックページを使って、高齢者自身が自律的に生活を管理するなど、有効活用を目指します。

## 2 医療との連携、認知症への早期対応の推進

認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療、介護及び生活支援サービスが受けられるよう、多職種による効果的な支援体制に取り組みます。

## **(1) かかりつけ医との連携**

医師会との連携のもと、かかりつけ医において、認知症の早期診断とその状態の変化の把握、認知症の人々への日常的な診療や家族への助言を行います。

## **(2) 認知症地域支援推進員の充実**

平成25年（2013年）4月、認知症の人やその家族の相談、医療機関への受診に向けた支援や関係機関の連携強化などを目的に、「認知症地域支援推進員」<sup>※</sup><sup>8</sup>を配置しています。引き続き、活動の充実を図るとともに、効果的な展開ができるよう、認知症地域支援推進員の増員について検討します。

## **(3) 認知症初期集中支援チームの設置**

認知症専門医の助言を受けながら、保健師、社会福祉士等複数の専門職チームが認知症地域支援推進員と連携しつつ、本人や家族に対する支援を行うため、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期対応の体制づくりに努めます。

# **3 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築**

## **(1) 認知症に対する理解の促進**

認知症高齢者の尊厳を守り、介護を担う家族等の負担軽減を図るため、また、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を通じて知識の普及・啓発に努めます。

### **① 認知症に関する知識の普及・啓発**

認知症の理解を深めるため、市広報誌やホームページで周知するとともに地域で認知症予防講座を開催し、認知症の予防や病気に対する理解のほか、認知症高齢者への適切な対応などの知識の普及・啓発に努めます。

### **② 認知症サポーターの活動の推進**

誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、地域社会全体で認知症の人の生活を支える取組として、認知症サポーターの活動の重要性が増しています。

地域において、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、地域活動団体や企業等に対し、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識と

理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、可能な範囲で手助けする人を増やします。また、サポーター養成講座受講者に対しても、普段の生活の中で、認知症高齢者やその家族の生活を見守り、支援者として活動できるよう、フォローアップ研修を開催するなど支援します。さらに、サポーターの積極的な活動の場を検討します。

### **③認知症カフェの設置**

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場を提供します。

## **(2) 認知症高齢者の見守りネットワークの構築**

徘徊をきっかけに行方不明となっている高齢者の問題に対応して、地域で認知症高齢者とその家族を支えるために、行政、専門職、企業、地域住民等多くの社会資源が参画した見守りネットワークを整備します。また、広域での対応を図るため、警察等関係機関との身元不明者に関する情報交換、その他の連携を強化します。

## 基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

要支援を対象とした予防給付のうち、「訪問介護」と「通所介護」を地域支援事業<sup>※14</sup>に移行し、予防給付の見直しと生活支援サービスの充実を図る介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を平成28年（2016年）4月から実施します。

はつらつ世代の健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、健康診査の受診率の向上や保健指導の充実に努めます。新しい総合事業において、高齢者が地域社会を支える担い手として活躍できるよう、生活支援サービス事業への参加を支援します。

### 【施策の方向】

- 1 はつらつ世代における「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」の推進
- 2 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 3 一般介護予防事業の推進

## 1 はつらつ世代における「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」の推進

はつらつ世代の健康寿命を延伸し、活力ある生活を送るためには、若い頃からの健康づくりや生活習慣病予防が大切です。引き続き、「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」に基づく7つの分野の取組を推進します。

（詳細は分野別計画「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」参照）

### （1）介護予防事業との総合的な取組

健康増進事業と介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について、一体的に取り組むことにより、効果的な健康づくりに努めます。

### （2）健康診査の実施と受診率向上に向けた取組

健康診査は、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康な生活を送る機会となることから、受診率の向上に向けた取組と受診者への適切な情報提供に努めます。

### ■健康診査の実施

40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特

定保健指導を、また、75歳以上の方に対しては、大阪府後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者医療健康診査を実施します。

#### ■受診率向上への取組

本市の特定健康診査受診率は低いことから、生活習慣病予防の視点からも若い世代からの受診率向上に向けた取組を進めます。

### (3) 保健指導の充実

保健師による生活習慣病重症化予防に向けた保健指導を充実させます。

#### ■メタボリックシンドローム該当者及び予備群に対する保健指導の実施

メタボリックシンドローム該当者及び予備群に対する保健指導を実施し、生活習慣病予防を図ります。

#### ■生活習慣病重症化予防の取組

特定保健指導対象外の生活習慣病重症化リスクの高い人に対して、保健師が保健指導を実施し、生活習慣病重症化予防に取り組みます。

## 2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援認定を受けた方や、要支援の状態に近い非該当の方を対象に、訪問型又は通所型といった専門的なサービスに加えて、NPO、民間事業者、住民ボランティアなどの多様な担い手による生活支援サービスを提供することにより、自立した生活への支援を行います。平成28年（2016年）4月から多様なサービスを創出できるよう、地域で活動する様々な団体や民間サービス事業者等の把握のほか、住民主体の介護予防事業をスタートさせます。

### (1) 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯、買い物、通院等の日常生活上の支援サービスを提供します。

### (2) 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や引きこもり予防としての支援サービスを提供します。

### **(3) その他の生活支援サービス**

要支援者等に対し、配食や家事援助等の多様な生活支援サービスを提供します。

### **(4) 介護予防ケアマネジメント**

要支援者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）によるサービス等が適切に提供できるよう地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行います。

## **3 一般介護予防事業の推進**

65歳以上高齢者及びその支援のための活動に関わる人を対象とした事業に取り組みます。生涯にわたっての健康づくりや介護予防に必要な基本的な知識を普及・啓発するとともに、高齢者が自ら取り組む地域での介護予防活動に対し支援します。

### **(1) 介護予防把握事業**

収集した情報等の活用により、引きこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握し、介護予防活動へつなげます。

### **(2) 介護予防普及啓発事業**

生涯にわたっての健康づくりや介護予防に必要な基本的知識を普及するため、保健医療センターや高齢者活動支援センターのほか、多世代交流センター、コミュニティセンター又は街かどデイハウス<sup>※1</sup>といった市民に身近な場を活用し、啓発に努めます。

### **(3) 地域介護予防活動支援事業**

地域における介護予防に関する主体的な取組が継続されるよう、老人クラブ等の地域で活動する組織に対し「出前講座」を行い、活動を支援します。

また、街かどデイハウス事業においては、運動器の機能向上や口腔ケア、認知症予防といった介護予防事業に取り組みます。

### **(4) 一般介護予防事業評価事業**

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

## **(5) 地域リハビリテーション活動支援事業**

理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション専門職等が、地域での介護予防の活動に対し、より介護予防の効果が上がるように支援します。

また、地域ケア会議\*<sup>6</sup>においても、専門職として積極的に参画します。

## 基本目標4 地域活動・社会参加の促進

人生90年時代を見据え、「働く」ことをはじめとした社会参加意欲のある高齢者が、培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが求められています。とりわけ団塊の世代が労働市場からの退出過程に入り、その多くが地域に活動の場を移しつつある中、これらのシニア層が活躍できる社会環境の整備が喫緊の課題となっています。この新しい高齢者が社会参加できる生涯現役社会を実現することは、生活基盤となる所得保障のみならず、健康保持、介護予防となることが期待され、同時に社会保障負担の軽減にもつながります。

また、この新しい高齢者の意識や態度は、新しいことへの挑戦意欲や自己表現能力が高いことがうかがえ、これらの皆さんの意識や行動は、これまでの「受動的」な高齢者施策では馴染まなくなってきた実態が報告されています。

これからの高齢者施策は、このアクティブな高齢者への対応も踏まえて、活動の内容や形態、活動場所を見直し、受け身での「参加」から、主体的に活動する「参画」へ転換する必要があると、これまでの高齢者像そのものの大きな変革が求められています。

また、一方で地域の福祉力や市民活動の裾野が広がりつつある社会背景も考慮していく必要があります。NPOなどに代表される自律的な市民活動と、老人クラブなどの地域自治組織の有機的な連携を促進しながら、新しい高齢者ニーズを踏まえた上で、多様な地域での活動と社会参加の機会、つまり、高齢者の「居場所と出番」を創出・充実させるため、総合的な高齢者施策に取り組みます。

### 【施策の方向】

- 1 高齢者活動の拠点の整備
- 2 高齢者の身近な「居場所」の整備
- 3 包摂型社会<sup>\*15</sup>づくりの推進
- 4 高齢者の「働く」の支援

## 1 高齢者活動の拠点の整備

高齢者が地域社会を支える環境づくりを推進するため、関係する機関や団体との仲立ちや高齢者活動のコンサルタント機能を有する施設として、また、老人クラブやシニアNPO等の高齢者自身をはじめ、シルバー人材センターや社会福祉協議会などの高齢者事業に取り組む各団体が連携・交流できる活動拠点としての機能を包含した、「高齢者活動支援センター（シニアプラザいばらき）」

を整備し、各種事業に取り組みます。

### **(1) 老人クラブ活動活性化推進事業**

地域を拠点にした高齢者の自主的な組織活動である老人クラブの活動を育成するため、市老人クラブ連合会の日常的な活動場所を確保することをはじめとして、新規クラブの立ち上げやクラブ員の加入促進のための様々な支援を行います。

### **(2) 高齢者リーダー養成事業**

意欲ある高齢者に、パソコン教室や介護予防のアシスタント養成講座などを開催し、地域活動に必要な知識やノウハウの習得を通じて、社会参加や地域活動の参加へのきっかけづくりを促進します。

### **(3) いばらきシニアカレッジ「いこいこ未来塾」**

地域活動に意欲ある高齢者や団塊世代の社会参加を支援するため「いこいこ未来塾」を開講し、多様な生涯学習ニーズに応えるための4つの基本コースを用意します。また、基本コース以外にも、受講生ニーズに応えたオプション講座も企画し、高齢者の高い学習意欲に応えた取組を展開します。

- ・現代社会を楽しく読み解くコース
- ・シニアライフを豊かにするコース
- ・わがまち茨木の魅力をもっと知るコース
- ・仲間と楽しく地域デビューするコース

### **(4) 高齢者いきがいワーカーズ支援事業**

高齢者が中心となって地域の居場所や出番を創出しようとしている団体に対して、事業の立ち上げ意欲を促進し、事業企画の立て方などを支援するコンサルティングを行い、また、円滑に事業開始ができるための資金を助成します。

### **(5) シニアマイスター登録事業**

高齢者がこれまでの生活の中で培ってきた才能や特技を登録し、様々な地域活動や世代間交流事業等に生かすための「茨木版シニア人材バンク事業」を展開します。

## **(6) 茨木ふれあいポイント事業（介護支援ボランティアポイント事業）**

高齢者が、指定されたボランティア受入施設等で行ったボランティア活動に対してポイントが付与され、溜まったポイント数に応じて報償を受け取るなどができるようになります。この制度はボランティア精神・社会の醸成だけでなく、参加する高齢者自身の介護予防にも役立ちます。

## **2 高齢者の身近な「居場所」の整備**

小学校区における高齢者の交流の場である「いきいき交流広場」、地域における自立生活を支える介護予防事業「街かどデイハウス<sup>※4</sup>事業」などにより、高齢者が参画する身近な居場所の運営を支援します。

### **(1) いきいき交流広場の実施**

老人クラブが実施主体となって、自治会館や団地内集会所などの地域施設を活用して、カラオケや囲碁・将棋など高齢者の自由・自発的な交流のための居場所を提供する「いきいき交流広場」の運営を支援し、小学校区に1か所を目標に整備していきます。

### **(2) 街かどデイハウス事業の実施**

友人づくりや健康保持など高齢者の地域における自立した生活を支えられるよう、住民参画による居場所提供サービスを実施し、施設内外で運動器機能向上・認知症予防・口腔機能向上などの介護予防事業も実施します。

この街かどデイハウスが有しているコミュニティビジネス<sup>※19</sup>の特長を活かして、地域福祉活動の拠点としての役割と地域の実情に応じた様々な福祉活動が展開できるよう支援していきます。

※19 コミュニティビジネス

地域の課題解決に向け、ビジネス的な手法によって解決しようとする事業のことで、本市の場合「街かどデイハウス」などのこと。

### 3 包摂型社会づくりの推進

高齢者とのふれあいの場を提供する世代間交流、高齢者福祉施設等での体験学習やボランティア活動などを通じた福祉教育、老人クラブや各種レクリエーション・スポーツ活動による社会参加の支援などにより、多世代が参加する様々な交流機会を通じて、包摂型社会<sup>※15</sup>づくりへの理解を進めます。

#### (1) 世代間交流の取組

多世代交流センターの活用、保育所や幼稚園、学校等の連携のもと、高齢者とのふれあいの場の提供の充実に努めます。

- ・多世代交流センター：各種イベントの実施による高齢者を敬う気持ちの醸成など、相互理解を深めるための定期的な交流
- ・保育所：「世代間交流事業」を実施し、幼児の高齢者福祉施設等への訪問や高齢者の保育所への来所を通じての交流
- ・幼稚園：地域の敬老会など高齢者行事に参加したり、高齢者を幼稚園へ招待するなどの交流
- ・小・中学校：三世代交流スポーツ大会や学校フェスタにおいて交流

#### (2) 福祉教育の取組

高齢者に対する虐待のない地域社会をつくるためには、「ソーシャルインクルージョン（包摂型社会）」の理念に基づいた施策の実現が求められています。このため、地域や学校、福祉サービス事業者等との連携のもと、高齢者福祉施設等での体験学習やボランティア活動等あらゆる教育活動により、この理念の普及・啓発を推進します。

#### (3) 様々な高齢者の交流機会の取組

様々な知識や経験などを有した高齢者がお互いに出会うことも重要です。老人クラブなどをはじめとした高齢者の地域活動を支援することと合わせて、高齢者の健康保持・増進と相互の交流を図るため、各種レクリエーション・スポーツ大会を地域の関係団体等と連携して開催します。また、高齢者も気軽に行える各種スポーツの普及に努め、高齢者の健康寿命の延伸と社会参加機会の促進に努めます。

- ・高齢者レクリエーションのつどい
- ・市民グラウンド・ゴルフ大会
- ・市民ゲートボール大会
- ・市民ウォークラリー大会
- ・生涯スポーツ等指導者の育成

- ・老人クラブやシルバー人材センターの作品展

## 4 高齢者の「働く」の支援

関係機関と連携した高齢者雇用の啓発、就労機会の提供や生きがいに役割を果たしているシルバー人材センターの運営支援、コミュニティビジネス<sup>※19</sup>やソーシャルビジネス<sup>※20</sup>といった、新しい働き方の創造などにより、高齢者の新しい働く機会づくりを支援します。

### (1) 雇用に関する啓発活動への取組

ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談や情報提供を行うとともに、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を踏まえた継続雇用制度の普及・啓発に努め、高齢者の就労促進と働きやすい職場環境づくりを目指します。

### (2) シルバー人材センターの取組

高齢者の就労機会の提供や生きがいに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの円滑な運営を支援し、指導援助に努めます。

また、シルバー人材センターの基本理念である、「自主・自立・共働・共助」の精神が実現できるよう、広報活動や新しい事業展開を支援していきます。

### (3) 高齢者の新しい働き方の創造

生涯現役社会の実現に向け高齢者の多様な就労開拓が必要です。多様で柔軟な働き方の実現とは、単に「働く」＝「雇われる」ことのみに見出すものではなく、地域で求められる高齢者の役割を担うことが可能となるためのビジネスの仕組みとしての、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスという新しい働き方が創造されなければなりません。高齢者活動支援センターを拠点に、これら新しい高齢者の働き方についても支援していきます。

※20 ソーシャルビジネス

環境や高齢者・障害者などの多様な社会問題の解決に向けて、住民やNPOなどの多彩な主体が協力をしながら、ビジネスの手法を活用して取り組む事業のことで、本市の場合「シニアカレッジ」などが代表例

## 基本目標 5 介護保険事業の適正・円滑な運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤の整備に努めるとともに、利用者が質の高いサービスを選択できるよう、情報提供や相談支援を充実し、利用者本位のサービス提供体制を整備します。

また、介護保険サービス提供事業者への指導・助言や介護従事者の育成・定着に向けた支援に努める一方で、介護給付適正化の取組などにより、サービスの質の向上を図り、介護保険事業の適正かつ円滑な運営に取り組みます。

### 【施策の方向】

- 1 介護保険運営体制の強化
- 2 介護保険サービスの充実と供給体制の整備

## 1 介護保険運営体制の強化

介護保険サービスの提供に当たっては、利用者の人権を尊重しつつ適正に提供されるよう取り組みます。また、介護保険の運営状況の評価を行い、介護保険制度に対する信頼や安心の確保に努めます。

### (1) 要介護認定の適切な実施

認定調査を行う際には、障害等特記事項で審査・判定に適切に反映し公平・公正性を確保することのみならず、認定申請者の人権への配慮が大切であることから、認定調査員に対する各種研修を実施します。また、認定調査時には、日頃の状況を正確に聞きとるため家族等の同席を働きかけます。

また、公平・公正な要介護認定となるよう介護認定審査会委員に対する研修を行うとともに、合議体<sup>\*10</sup>間での格差が生じないように、委員構成を随時組み替えるなどの取組を行います。

### (2) 介護保険事業に係る評価の推進

介護保険事業の適正・円滑な運営を確保するため、介護保険サービス「利用の動向」等を定期的に評価・分析するとともに、高齢者施策推進分科会に報告し、意見を求めるほか、その内容を市民に公表します。

### **(3) 介護給付適正化に向けた取組**

国、府の第3期〔平成27年度（2015年度）～29年度（2017年度）〕介護給付適正化計画における主要8事業を踏まえて策定した茨木市介護給付適正化計画に基づく点検等を引き続き実施し、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保及び介護給付費、介護保険料の増大の抑止を図ります。

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修の適正化
- ・医療情報との突合
- ・縦覧点検
- ・介護給付費通知
- ・福祉用具購入・貸与調査
- ・給付実績の活用

### **(4) 介護保険サービス提供事業者への指導・助言等**

市に指定・指導権限のある地域密着型サービス及び居宅サービスについては、サービス提供事業者に対する調査等を実施し、利用者に適正なサービスが提供されるよう大阪府と連携を図りつつ指導、助言等を行います。

さらに、適切なケアマネジメントに基づき、質の高いサービスが提供できるよう地域包括支援センターとともに介護支援専門員の活動を支援します。茨木市高齢者サービス事業所連絡会に対し、制度改正等の情報提供や意見交換を行うなど、研修等の活動が円滑に行えるよう支援します。

### **(5) 介護保険サービスに対する相談体制の充実**

介護保険サービスに対する相談については、窓口や電話対応だけでなく、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護施設などの介護保険施設等に派遣している介護相談員が、入所者の不満や不安を受け止め、施設側との意見交換を行うことにより、その解消に努めます。

また、市の担当窓口で解決できない苦情について利用者からの申立てがある場合は、茨木市苦情調整委員会の意見を踏まえ、対応します。

障害者やその家族等の相談については、迅速に対応できるよう、手話等のコミュニケーション支援を行うとともに、地域福祉ネットワーク等を活用し、地域での相談支援体制の充実を図ります。

なお、要介護認定等に対する不服申立てについては大阪府介護保険審査会が、また、大阪府で対応が困難なサービス内容に対する苦情については、大阪府国

民健康保険団体連合会が、各々対応します。

また、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会でも福祉サービスに関する苦情を受け付け、解決を図ります。

## **(6) 介護従事者の育成・定着に向けた支援**

介護保険サービス事業所に従事する人材の確保が適切に実施できるよう、庁内関係部署及び大阪府等と連携を図りながら介護従事者の育成・定着に向けた支援に努めます。

また、茨木市高齢者サービス事業所連絡会が実施する研修会等の支援や対象事業所拡大のための協力を努めます。

## **2 介護保険サービスの充実と供給体制の整備**

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じ、居宅サービス、地域密着型サービスを中心にサービスの充実と質の向上に努めます。

各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき必要量を設定するとともに、安定的な供給体制の確保・充実に取り組みます。

また、サービス利用者への情報提供に努めるとともに、低所得者に対する負担軽減措置を含めた支援を図ります。

### **(1) 地域密着型サービスの充実**

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の今後の増加を踏まえ、高齢者が地域で尊厳を保ちつつ生活を送ることができるよう、地域密着型サービスの整備を図るとともに、周知を行います。

また、施設の整備に当たっては、茨木市地域包括支援センター運営協議会<sup>※11</sup>に意見を求め、公正・中立なサービス事業者の指定を行うとともに、地域密着型サービス外部評価制度の対象事業者については、その履行確認を行います。

### **(2) 介護保険サービス量確保の方策**

介護保険サービス事業者の新規参入や既存事業者の事業拡大に当たっては、地域の介護需要に関する情報を収集するとともに、事業者への情報提供に努めます。

また、施設整備においては、地域密着型サービス事業者募集説明会において、新設、改修時に活用できる国の補助制度を情報提供するなど事業展開を促進するための環境づくりを図り、安定的な介護保険サービスの供給につながるよう努めます。

### **(3) 介護保険サービス利用の周知、情報提供への取組**

介護保険サービスガイドブックや市広報誌、さらに、出前講座やホームページ等により、介護保険制度やサービスの利用方法等の情報提供に努めます。また、地域包括支援センターや民生委員等を通じてサービス利用方法等の周知を行うなど、ひとり暮らし高齢者をはじめ、障害者や在日外国人など、情報が届きにくい方への配慮に努めます。

介護保険サービス事業者に対しては、WAM NET(ワムネット)<sup>\*12</sup>や介護サービス情報の公表制度<sup>\*13</sup>を活用して、積極的な事業者情報の開示を行うよう指導します。

### **(4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用の促進**

社会福祉法人等においては、生計困難者等に対して、訪問介護等の利用者負担額の軽減や短期入所生活介護等の食事、滞在費等の軽減を行っています。

市広報誌等による情報提供や社会福祉法人等からの該当者への案内など、制度利用の周知を図ります。